課題別研修「持続性と強靭性確保のための防災 (中央アジア・コーカサス)」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター(以下「JICA関西」という。)は以下の業務について、別紙2のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた開発途上国の防災分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、持続性と強靭性確保のための防災能力強化について必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に 実施し得る要件を備える特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき 経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 関西所管地域において、防災分野に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請することが可能です。今般、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙2「研修委託契約業務概要」のとおり。

2 応募要件

(1) 基本的要件:

- ①当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号)第 4 条に該当しないこと。
- ②日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(2) 資格要件:

①公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。

②個別要件:

仙台防災枠組グローバルターゲット(e)の達成に向けて JICA が開発した地方 防災計画策定・実行の手法「8 ステップ手法」について、開発途上地域の研修 員に指導を行える知見・経験を有する者。

3 手続きのスケジュール

(1)参加意思確 認書の提出	提出期間	2025年10月7日(火)10時から2025年10月20日(月)17時まで
	提出場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課(担当:仁志)
	提出書類	別紙3参加意思確認書 別紙4資格審査申請書

	•	
		別紙5誓約書
		応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない
		者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
		メール、持参又は郵送で提出(郵送の場合は書留とし
		てください。)
	+日山 +- :+	メール送付先: <u>ksictp1@jica.go.jp</u>
	提出方法	メールタイトル:【課題別研修「持続性と強靭性確保
		のための防災(中央アジア・コーカサス)」参加意思
		確認書の提出 (社名〇〇)】
(2)審査結果の 通知	通知日	2025年10月28日(火)
	通知方法	メール又は郵送で通知(参加意思確認書を提出した団
		体のみ、提出のあった方法に応じて通知)
		※なお、特定者には、JICA 関西ホームページ上(調達
		選定結果)で通知する。
(3)応募要件無 しの理由請求	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
		JICA 関西研修業務課(担当:仁志)
	請求方法	メール、持参又は郵送で提出(郵送の場合は書留とし
		てください。)
		メール送付先: <u>ksictp1@jica.go.jp</u>
		メールタイトル:【課題別研修「持続性と強靭性確保
		のための防災(中央アジア・コーカサス)」参加意思確
		認公募/応募要件無しの理由請求(社名〇〇)】
	請求期限	2025年11月4日(火)
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1)提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3)提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4)機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に 提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がない場合は、特定者との随意契約手続きに 移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評 価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等 の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11)共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を

作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

- (12)メール送信の際の留意点は以下のとおりです。
 - ①メールの受信制限があるため、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
 - ② データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別紙3)の PDF データを受領後1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)の URLと、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付します(ただし、パスワードについては、別メールにて送付します)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。
 - ③ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。
 - ④ JICA 関西では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は 翌営業日の17 時までに)受信確認メールを送付しますが、万一連絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から24 時間以内の問い合わせは原則受付けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

担当部課: JICA 関西研修業務課

以上

研修委託契約業務概要

※以下の記載は 2025 年度に関するものです。2026 年度、2027 年度の計画については、研修期間や対象国の変更を含めて当該年度に決定します。

1 研修コース概要:

(1)研修コース名

課題別研修「持続性と強靭性確保のための防災(中央アジア・コーカサス)」

(2) 研修期間(予定)

① 全体受入期間: 2025 年 12 月 10 日から 2026 年 2 月 12 日まで

② 技術研修期間: 2025年12月10日から2026年2月11日まで

うち来日期間: 2026年1月15日から2026年2月11日まで

(3)対象となる研修員(予定)

① 定員 : 7人(予定)

② 対象国 : アルメニア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、

ウズベキスタン

③ 対象者 : 地方防災計画の策定を推進する立場にある政府機関を対象とし

ています。国家全体の計画での防災事業の位置づけや、予算確保・編成の観点から、国の開発計画および財務を扱う省庁の担

当者の参加は可能です。

※当コースは、自然災害に対する防災・減災(事前防災投資)、 事前準備に焦点を当てており、救援救助や避難所運営などの発 災対応や復旧・復興対策は対象外となります。中央省庁・地方行 政機関で災害保健医療または精神保健政策を所管している部署、

医療施設やコミュニティで被災者への心理社会的ケアサービス

を提供している団体

(4) 使用言語 ロシア語

(5) 研修の背景・目的

中央アジア・コーカサス地域は、風水害、土砂災害、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱え、これら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな阻害要因のひとつとなっている。

同様に日本も、1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災をはじめとした地震・津波、および洪水・土砂災害といった災害が頻発する国である。これらの被災の経験を踏まえ、日本では長年にわたって防災に関連する法制度の整備、関係機関の体制強化や、災害リスク削減のための多くの対策事業を進めてきた。

これらの教訓は、「仙台防災枠組(Sendai Framework for Disaster Risk Redution:SFDRR」の中に重点事項として反映されている。

仙台防災枠組では7つのグローバルターゲットを設定しており、ターゲット

(e) 「国・地方の防災計画策定国が増加する」のみ目標年を 2020 年としており、その他 6 つのグローバルターゲット(目標年は 2030 年)の達成の前提となるマイルストーンとして重視されている。しかし、ターゲット(e)の目標年次を過ぎたにもかかわらず、多くの国で地方防災計画が策定・実施されていない。災害による人的・経済的被害の軽減を確実にするためには、各国における国・地域毎の防災計画の策定と着実な実施が不可欠である。

(6) 案件目標

本研修は中央アジア・コーカサス地域の中央又は地方政府において、災害マネジメントサイクルにおける予防、減災に携わる者を対象に、過去の災害により蓄積された日本の経験を総合的に学ぶことを通して、災害被害の最小化を図り、持続可能で強靭な社会の実現を目指すもの。研修参加者が自国における「SFDRR」のグローバルターゲット(c)(d)(e)の達成と推進に貢献すべく、地方防災計画の策定演習及び講義を通じ、災害リスク削減にむけた実践的ノウハウを習得する。

(7) 単元目標(アウトプット)

- 1) 根本的に災害による被害を軽減するための防災投資の重要性について理解する。
- 2) 防災投資を推進するために重要な原動力となる地方防災計画の策定のための 視点や検討すべき留意点について理解する。
- 3) 科学的な知見・体系的な分析に基づいた防災計画づくりのため、災害リスク とレジリエンスに関する背景的知識と基本的な定義について理解する。
- 4) 各災害種別の防災対策と優先的に実施する対策の選定方法について学ぶ。
- 5) プログラムで学んだことに基づき、各国で防災や防災システムを強化するための地方防災計画のゼロドラフトを作成する。

(8) 研修項目

- 1) 防災に関する国際的な議論の変遷と SFDRR のグローバルターゲットの要点-DRR を開発課題とし、取り組む必要性-中長期的な防災投資と持続的発展との大きな関連性-防災の主流化 及び""Build Back Better ""の概念
- 2) 災害リスク削減につながる地方防災計画-災害リスク削減のための国と地方 自治体の一義的な責任と役割-国と地方の政府機関関係者間での調整の強化-防災対策のための予算の確保-政策誘導による防災投資の促進
- 3) 災害リスクの定義と構成要素-発生頻度による災害リスクの分類と時系列での災害リスクの変化-地方防災計画で対応すべき「残余リスク」-気候変動による将来の災害リスクへの対策を検討するための現実的なアプローチ-国家や社会の基本的なシステムや機能を維持するためのレジリエンス-レジリエンスの構造的な把握と、対象地域や防災対策の優先順位の検討
- 4) 各災害種別の防災対策のバリエーション-優先的に実施する対策を選定する ための判断基準、組み合わせ方法(5)カントリーレポート発表 、 地方防災計 画(ゼロドラフト)発表会
- (9) 研修付帯プログラム(参考情報: JICA 関西が実施するプログラム)

- イ. プログラム・オリエンテーション(研修概要説明): 来日翌日1時間程度
- ウ. 評価会及び閉講式:技術研修最終日0.5日間

2 委託業務の範囲及び内容

(1)契約履行期間(予定)

2025年11月14日~2026年3月31日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2)業務の概要

持続可能かつ強靭な社会の実現にむけた「仙台防災枠組」グローバルターゲットc及びdの達成のための施策を検討し、災害被害の最小化に向けた地域防災計画の作成及び実施方法を習得する。

(3)業務(研修)実施方法

① 講義:

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合には、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② 演習:

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に役立つことを目指す。

① 見学·研修旅行:

講義で得られた知見を基に、現場視察や関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる旅行計画を策定する。なお、旅行に伴う移動手段・宿泊は、原則として JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② レポート作成・発表:

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(4)業務の実施方法

上記1(5)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

- ①研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ②講師・見学先・実習先の選定
- ③講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤講師・見学先への連絡・確認

- ⑥JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ⑦講義室・会場等の手配
- ⑧使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- ⑨テキストの選定と準備(視聴覚教材の作成、翻訳・印刷業務を含む)
- ⑩講師への参考資料(テキスト等)の送付
- ①講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICAへの報告
- (12)講師・見学先への手配結果の報告
- ③研修監理員との連絡調整
- ⑪プログラム・オリエンテーションの実施
- 15研修員の技術レベルの把握
- 16研修員作成の技術レポート等の評価
- ⑪研修員からの技術的質問への回答
- 18研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ⑨評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20 閉講式実施補佐
- の研修監理員からの報告聴取
- 図講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ②業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ②関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

4 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書と経費精算報告書を各1部ずつ、契約履行期間終了の10営業日前までに提出する。

5 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってロシア語ー日本語の逐次通訳等を 行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員 受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該 言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研 修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。 JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性 等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。
- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性 があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上